

●香川県警察本部告示第4号

香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

香川県警察本部長 今井宗雄

香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程

香川県警察保護執行規程（平成12年香川県警察本部告示第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保護の場所についての指示等)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 前項第1号及び第2号に掲げる被保護者を保護室で保護する場合における保護室の収容人員は、1人とする。</u></p> <p>(危険物等の保管)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する措置は、保護主任官の指揮を受けた上、<u>第7条第1項</u>に規定する基準により選定した保護の場所において、立会人を置いて行わなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。</p> <p>(被保護者の住所等の確認措置)</p> <p>第12条 被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所若しくは居所及び氏名を申し立てることができない場合又は申し立てても確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒絶していない場合に限り、警察官が、保護主任官の指揮を受けた上、<u>第7条第1項</u>に規定する基準により選定した保護の場所において、立会人（被保護者が女子である場合にあつては、女子の立会人）を置き、必要な限度において、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることを妨げないものとする。</p> <p><u>第14条 削除</u></p>	<p>(保護の場所についての指示等)</p> <p>第7条 略</p> <p>(危険物等の保管)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する措置は、保護主任官の指揮を受けた上、<u>第7条</u>に規定する基準により選定した保護の場所において、立会人を置いて行わなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。</p> <p>(被保護者の住所等の確認措置)</p> <p>第12条 被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所若しくは居所及び氏名を申し立てることができない場合又は申し立てても確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒絶していない場合に限り、警察官が、保護主任官の指揮を受けた上、<u>第7条</u>に規定する基準により選定した保護の場所において、立会人（被保護者が女子である場合にあつては、女子の立会人）を置き、必要な限度において、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることを妨げないものとする。</p> <p><u>(女子等の保護)</u></p> <p><u>第14条 女子の被保護者を保護室で保護するときは、男子の被保護者と分離して保護しなければならない。</u></p>

(疾病者等の措置)

第16条 略

2 略

3 保護主任官は、前項に規定する場合のほか、保護室で保護中の被保護者が結核その他の伝染性疾患の患者であるときは、その伝染を防止するために適切な措置をとらなければならない。

2 少年の被保護者を保護室で保護するときは、成人の被保護者と分離して保護しなければならない。

(疾病者等の措置)

第16条 略

2 略

3 保護主任官は、前項に規定する場合のほか、保護室で保護中の被保護者が結核その他の伝染性疾患の患者であるときは、他の被保護者と分離するとともに、その伝染を防止するために適切な措置をとらなければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。